

愛知文教女子短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知文教女子短期大学（以下「本学」という。）における、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学生及び教職員が他の学生、教職員及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに関係者が学生及び教職員を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教職員が権力関係を用いて、不適切かつ不当な言動を行い、これによって学生が精神的及び身体的な面も含めて、修学に関連して不利益又は損害を被ること

(3) パワー・ハラスメント

職権などの力関係を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、又は雇用について不安を与えること

(4) マタニティ・ハラスメント

教育研究、短大運営業務に関連して、妊娠、出産又は育児を理由として、労働意欲及び教育研究環境を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと。

(5) アルコール・ハラスメント

教職員又は学生等が他の教職員又は学生等に、飲酒の強要を行うこと

(6) その他のハラスメント

教職員又は学生等が他の教職員又は学生等に、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を悪化させる結果となる不適切な言動等を行うこと

2 ハラスメントに起因する問題とは、次の各号に起因するものをいう。

(1) ハラスメントのため学生の修学上又は教職員の就労上の環境が害されること

(2) ハラスメントへの対応に起因して学生が就学上の又は教職員が就労上の不利益を受けること (教職員及び学生の責務)

第3条 学生及び教職員は、この規程及び「ハラスメントのないキャンパスづくりのためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に従い、ハラスメントをしないように注意するほか、ハラスメントを排除するよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第4条 学生又は教職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の指導等により、ハラスメントに関し、学生及び教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること

(2) 学生及び教職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること

(学長の責務)

第5条 学長は、ハラスメントの防止等のため、学生及び教職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うように努めるものとする。

- 2 学長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、必要な研修を定期的実施するものとする。
- 3 学長は、新たに教職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者になった教職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 学生及び教職員のハラスメントに関する相談に対応するため、本学に次の各号に掲げる相談窓口を置く。

- (1) 学生の場合 学生支援委員会委員長
- (2) 教職員の場合 法人本部長・事務局長

2 相談窓口は、次の業務を担当するものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること
- (4) その他、ハラスメント防止に関する事項の処理を行うこと

(相談・苦情の申立て)

第7条 ハラスメントを受けた学生・教職員又はハラスメントを目撃した学生・教職員は、相談窓口に対してハラスメントに関する相談・苦情の申立てを行うことができる。

2 ハラスメントに関する相談・苦情の申立ては、現実に発生した場合だけでなく、発生の恐れがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第8条 前条に定める相談・苦情の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

(プライバシーへの配慮)

第9条 相談窓口の担当者は、申立てをした学生・教職員のプライバシー、名誉、その他の人権に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 本学は、学生・教職員が、ハラスメントに関する相談・苦情の申立て、調査への協力、その他ハラスメントの防止等に関与した者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(事実認定)

第11条 ハラスメントの最終的な事実認定は、本学ハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）が相談窓口から事情を聴取し、事実関係の調査を行う。

2 委員会は調査結果を学長に報告するものとする。

3 委員会から報告を受けた学長は、処分等の内容案を作成し、教授会の議を経て理事長に具申するものとする。

(守秘義務)

第12条 ハラスメントに関する問題解決にあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(処分)

第13条 本学は、ハラスメント行為が認められた学生に対し、本学学則に基づいて処分を行う。教職員に対しては、理事長の指示にしたがい、学校法人足立学園教職員勤務規程及び本学教職員勤務規程等に基づいて処分を行う。

(再発の防止)

第14条 本学は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成20年5月1日施行の愛知文教女子短期大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程は廃止する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。